

## 2010 柳川雛祭り「さげもんめぐり」フォトコンテスト実施概要

### 1. テーマ

#### 柳川のひなまつり

親から子へ 子から孫へと、これまで伝承されてきた柳川の「さげもん」心温まる思いを感じたシーンや風景、情景、笑顔などあなたの「とっておきの雛祭り」をお送り下さい。

### 2. 審査員

柳川雛祭り実行委員会委員

### 3. 賞

|                  |     |             |
|------------------|-----|-------------|
| 柳川雛祭り実行委員会会長賞    | 1点  | 賞金3万円・賞状・副賞 |
| 柳川商店街振興組合理事長賞    | 1点  | 賞金1万円・賞状    |
| 沖端商店会会長賞         | 1点  | 賞金1万円・賞状    |
| 柳川商工会議所会頭賞       | 1点  | 賞金1万円・賞状    |
| 柳川青年会議所理事長賞      | 1点  | 賞金1万円・賞状    |
| 柳川市地域婦人会連絡協議会会長賞 | 1点  | 賞金1万円・賞状    |
| 柳川市観光協会会長賞       | 1点  | 賞金1万円・賞状    |
| 入選               | 15点 | 賞状・副賞       |

### 4. 発表

平成22年4月29日（木）までに受賞者へ直接通知するとともに、柳川市観光協会のホームページで発表いたします。

また、柳川市観光案内所や市内各所にて受賞作品を紹介いたします。

### 5. 募集要項

#### (1) 応募締切

平成22年4月20日（火）必着

#### (2) 応募資格

どなたでも応募していただけます。

#### (3) 撮影期間

平成22年2月11日（祝）～平成22年4月3日（土）

柳川雛祭り「さげもんめぐり」期間中に限る。

#### (4) 作品規定

- ・カラー、モノクロプリント四つ切り又は500万画素以上のデジタル画像。
- ・合成写真、組写真、多重露出写真は不可。
- ・入賞作品のネガ（ポジ）は必ず提出、デジカメの場合はデータ（JPEG形式）を提出する。
- ・応募点数に制限ないが、未発表の作品に限る。
- ・撮影場所は柳川市内に限る。
- ・応募作品は返却しない。

#### (5) 提出方法

応募作品の裏面に次の事項を記載した応募用紙をテープで張り付けて送付する。

#### (6) 記載事項

タイトル、撮影場所、住所、氏名、年齢、電話番号

#### (7) 応募規約

別記のとおり

(8) 応募先

〒832-0065 福岡県柳川市沖端町 35 柳川市観光協会内  
柳川雛祭り実行委員会 フォトコンテスト係

**【応募規約】**

1. 「柳川雛祭りさげもんめぐりフォトコンテスト」にご応募いただいた際にご記入頂きました個人情報が入賞通知や発表、作品の展示等、フォトコンテスト運営の目的以外で使用したり、第三者に提供・開示することはありません。
2. 応募者は、当該フォトコンテストに応募することにより、本応募規定に同意したものとみなされます。
3. 応募作品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、応募者による応募行為により無償で柳川雛祭り実行委員会（以下「実行委員会」という。）に譲渡されたものとし、以後、著作者人格権（法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び 20 条 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとさせていただきます。
4. 応募作品は、応募者自身が著作権を有するものに限ります。また、作品の被写体及びその作品に関わる肖像権、プライバシー権、その他の権利は、応募者の責任において処理していただいたうえご応募ください。  
万一、応募者が応募した作品について、著作権侵害、名誉毀損または第三者との間に紛争等が生じた場合には、応募者本人がその責任において当該紛争等を解決するものとし、実行委員会は一切責任を負いません。  
応募内容に関する第三者との紛争等により実行委員会に損害が発生した場合には、応募者に当該損害の一切を賠償して頂くこととなりますので、第三者の権利侵害についてはくれぐれもご注意ください。
5. 受賞者は、受賞作品に係るネガ・ポジ又はデーターを提出して頂きます。期限までに提出のない場合は、入賞を取り消すことがあります。
6. 実行委員会は、上記 5 のネガ・ポジ又はデーターを保存し、応募者の承諾を得ることなくインターネット並びに印刷物などとして利用（複製、領布、公衆送信、出版、二次使用その他の利用行為の一切を含み、また、営利目的での利用を含みます。）することができるものとします。
7. 応募者は、実行委員会による応募作品の利用に関して、金銭その他を要求する権利を一切有さず、実行委員会は応募者に対し何らかの支払義務も負いません。